

保育の必要性に係る認定基準（案）について

H27.1 子ども福祉室

1 趣旨

従来、「保育に欠ける児童」としていた入所の要件を、子ども・子育て支援新制度では、市町村が「保育の必要性の認定を受けた児童」として認定を行うこととなる。

子ども・子育て支援法第20条第1項に規定する保育の必要性を認定するに当たり、次の項目について基準を定めることとされたことから、本市の方針を定めるものである。

2 基準を定める項目

- ① 「事由」 ○保育の必要性：保護者の就労、妊娠、疾病など
○就労時間の下限：月 48 時間から 64 時間の範囲内
- ② 「区分」 ○保育の必要量：保育標準時間、保育短時間の区分
- ③ 「優先利用」 ○ひとり親家庭、児童の障害、虐待のおそれがある場合など

3 項目別方針等

① 「事由」保育の必要性について

【表1】

項目	竹原市 現行制度	新制度（国の方針）	
	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受ける児童	
事由	① 居宅外労働	① 就労	
	② 家事以外の居宅内労働		
	③ 妊娠・出産	② 妊娠・出産	
	④ 疾病、負傷又は精神、身体の障害	③ 疾病、負傷又は精神、身体の障害	
	⑤ 同居親族の介護	④ 同居親族の介護	
	⑥ 震災、風水害、火災等の復旧	⑤ 震災、風水害、火災等の復旧	
	⑦ その他市長が認める場合 (求職活動、育児休業中の継続利用など)		⑥ 求職活動
			⑦ 就学
			⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
			⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している児童の継続利用
【就労時間の下限】 1日4時間以上かつ月14日以上 (月56時間以上)	⑩ その他上記に類すると市が認める場合 【就労時間の下限】 月48時間から64時間の範囲で市が定める。		

(市の方針)

- 保育の必要性の基準は、現行制度で同様の取扱いを行っているため、国の方針のとおりとする。
- 就労時間の下限は、待機児童のいない当市の現状を踏まえ、パート等の就労の保護者が利用し易くなるよう、最も少ない48時間を設定する。

② 「区分」保育の必要量について

【表2】

項目	新制度（国の方針）
区分	2区分
	① <u>保育標準時間</u> ：1日11時間まで ・保育時間は、月212時間から292時間までで対応し、就労時間は月120時間を以上とする。
	② <u>保育短時間</u> ：1日8時間まで ・保育時間は、月212時間以内で対応し、就労時間は月120時間未満とする。
	※ 上記事由の②妊娠・出産、⑤震災、風水害、火災等の復旧、⑧虐待やDVのおそれがある場合は、保育標準時間のみの利用となる。 ※ 現在、入所している児童は引き続き入所できるよう経過措置を設ける

(市の方針)

- 国の2区分を本市の基準とする。
- 保育短時間の時間帯(例8:00～16:00 9:00～17:00等)は施設が設定するため、就労時間は8時間以内であっても、施設が設定した時間帯から外れることが常態化している場合は、保育標準時間で認定する。

- 表3の③⑥⑨⑩は、利用者の希望を踏まえ、保育の必要量(11時間・8時間)は市で判断する。
- 表3の④⑦は、①の就労時間に準じた取扱いとする。

【表3】

事 由	保育標準時間（11時間）	保育短時間（8時間）
① 就労	月 120 時間以上の就労	月 48 時間以上 120 時間未満の就労
② 妊娠・出産	○	×
③ 疾病，負傷又は精神，身体の障害	○	○
④ 同居親族の介護	就労時間に準じる	就労時間に準じる
⑤ 震災，風水害，火災等の復旧	○	×
⑥ 求職活動	○	○
⑦ 就学	就労時間に準じる	就労時間に準じる
⑧ 虐待やDVのおそれがある場合	○	×
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している児童の継続利用	○	○
⑩その他上記に類すると市が認める場合	○	○

③ 「優先利用」について

【表4】

項目	竹原市 現行制度	新制度（国の方針）
優先利用	待機児童がいないため、特に基準を定めていない。	<ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯 ③ 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合 ④ 児童虐待，DVのおそれがある場合など社会的な養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹が同一の施設を利用する場合 ⑧ 小規模保育事業などの卒園児 ⑨ その他市が定める事由

(市の方針)

- 本市の実情に特段の事情が無いことから、国の方針を本市の基準とする。
- 待機児童が生じた場合の優先利用は表5により基準点を定め、表6により加点を設ける。

【表5】

事由	基準点数
① 就労	
月 120 時間以上の就労	100
月 48 時間以上 120 時間未満の労働	90
② 妊娠・出産	80
③ 保護者の疾病・障害	
入院・重度障害	100
その他	90
④ 同居親族の介護・看護	90
⑤ 災害復旧	100
⑥ 求職活動	80
⑦ 就学等	
技能習得のための就学で通学が必要である	100
技能習得のための就学で通学が必要でない	80
⑧ 児童虐待やDVのおそれ	
⑨ 育児休業中の継続利用	
⑩ その他（上記に類すると市が認める場合）例：児童の発達上就園が必要である場合	

（点数について）

- 保育の必要性が最も高い事由を100点満点とし、必要性の高い順から減点をする。
- ⑧児童虐待やDVのおそれのある場合は、緊急な受け入れが必要であるため、点数を設けない。
- ⑨育児休業中の継続利用は、必然的に入所が必要であるため、点数を設けない。

【表6】

優先事由	加 点
① ひとり親家庭	10
② 生活保護世帯	
就労により自立につながるが見込まれる場合	10
③ 生活中心者の失業により就労の必要性が高い場合	
生計中心者のリストラ等により早急に就労を必要とする場合	10
④ 児童虐待、DVのおそれがある場合など社会的な養護が必要な場合	
⑤ 子どもが障害を有する場合（集団保育及び通所が可能な場合）	10
⑥ 育児休業明け	10
⑦ 兄弟姉妹が同一の施設を利用する場合	5
⑧ 小規模保育事業などの卒園児	5
⑨ その他市が定める事由	
保育の可能な祖父母等が同居する場合	△30
市外からの広域入所の場合	△40
申込児童以外に未就学児がいるがその児童の申込みをしない場合	△30

- 就労の必要性の高い①ひとり親家庭、②生活保護世帯(就労による自立)、③生活中心者の失業(早急な就労の必要性)に対し、10点を加算する。
- ⑨その他市が定める事由として、保護者以外に保育の可能な者がいる場合は30点の減点とする。
また、市内の利用者を優先させ、市外からの利用者は40点の減点とする。